

子ども・子育て支援法

(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

この法律の第69条～第71条に、
従来の「児童手当拠出金」に相当するものが
規定されました。

それに伴い、児童手当法からは、
拠出金の規定が削られます。

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 子ども・子育て支援給付

第一節 通則（第八条）

第二節 子どものための現金給付（第九条・第十条）

第三節 子どものための教育・保育給付

第一款 通則（第十一条—第十八条）

第二款 支給認定等（第十九条—第二十六条）

第三款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第二十七条—第三十条）

第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第一節 特定教育・保育施設（第三十一条—第四十二条）

第二節 特定地域型保育事業者（第四十三条—第五十四条）

第三節 業務管理体制の整備等（第五十五条—第五十七条）

第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第五十八条）

第四章 地域子ども・子育て支援事業（第五十九条）

第五章 子ども・子育て支援事業計画（第六十条—第六十四条）

第六章 費用等（第六十五条—第七十一条）

第七章 子ども・子育て会議等（第七十二条—第七十七条）

第八章 雑則（第七十八条—第八十二条）

第九章 罰則（第八十三条—第八十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有す